

令和七年三月

令和七年二月文京区議会定例議会議案(二)

文
京
区

目次

議案第七十八号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第七十九号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	7 頁
議案第八十号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11 頁
議案第八十一号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する 条例	13 頁

議案第七十八号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年三月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
第二十一条第二項中「、第十二条の三」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月文京区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
付則第九項中「、第十二条の三」を削る。

（説 明）

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給するため、本案を提出いたします。

議案第七十九号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年三月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年三月文京区条例第四号)の一部を次のように改正する。

第九条の三(見出しを含む。)中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第九条の四の見出しを削る。

第十五条第一項各号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第十六条第一項中「定める者」の下に「(第十六条の四第一項において「配偶者等」という。)」を加える。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和六年十二月文京区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第十六条の二の次に次の三条を加える。

(子育て部分休暇)

第十六条の三 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十六条の四 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十六条の五 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 前二号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第九条の三第一項の規定による超過勤務の制限に係る請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説 明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第八十号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年三月五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三十二条の二の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月文京区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

付則第九項中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。

(説明)

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給するため、本案を提出いたします。

議案第八十一号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年三月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二(見出しを含む。)中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十一条の三の見出しを削る。

第十七条第一項各号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第十八条第一項中「定める者」の下に「(第十八条の四第一項において「配偶者等」という。)」を加える。

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和六年十二月文京区条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第十八条の二の次に次の三条を加える。

(子育て部分休暇)

第十八条の三 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十八条の四 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条の五 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 前二号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条の二第一項の規定による超過勤務の制限に係る請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説 明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。